

○農林水産省告示第千五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年十二月二日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 烏取県日野郡日野町樺市字才ノ谷一一・一二の一・一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、抾伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ

の図面及び関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。

○特許庁告示第六号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）

第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改訂する。

令和元年十二月二日

農林水産大臣 江藤 拓

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ

の図面及び関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ

の図面及び関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。

改

正

後

改

正

前

改

正

前

○特許庁長官 松永 明

一 千三百三十イス・フラン	十四万三千二百円	一 千三百三十イス・フラン	十四万三千二百円
二 [略]	二万五千五百円	二 [略]	二万五千五百円
三 二百イス・フラン	三万二千三百円	三 二百イス・フラン	三万二千五百円
四 三百イス・フラン	三万二千五百円	四 三百イス・フラン	三万二千五百円
備考 表中の「」の記載は注記である。		○特許庁告示第六号	

1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例

附則

料については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年十二月二日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 烏取県倉吉市福積字只落三七五の一、三七五の三、三七五の七、字西柿谷三九〇

二 指定の目的 地源の涵養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に他の特別の場合の伐採に係るものとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥

取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。

○特許庁告示第六号

特許協力条約に基づく国際調査機関

が特許協力条約に基づく規則16(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。

一 欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁

及び樹種 次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥

取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。

○特許庁長官 松永 明

改

正

後

改

正

前

○特許庁長官 松永 明

一 千三百三十イス・フラン	十四万五千五百円	一 千三百三十イス・フラン	十四万五千五百円
二 [略]	二万五千五百円	二 [略]	二万五千五百円
三 二百イス・フラン	三万二千五百円	三 二百イス・フラン	三万二千五百円
四 三百イス・フラン	三万二千五百円	四 三百イス・フラン	三万二千五百円
備考 表中の「」の記載は注記である。		○特許庁告示第六号	

1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例

料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第七号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年十二月二日

特許庁長官 松永 明

一 保安林の所在場所 烏取県倉吉市福積字只落三七五の一、三七五の三、三七五の七、字西柿谷三九〇

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に他の特別の場合の伐採に係るものとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥

取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。

○特許庁告示第六号

特許協力条約に基づく規則16(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。

一 欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁

及び樹種 次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥

取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。

○特許庁長官 松永 明

改

正

後

改

正

前

○特許庁長官 松永 明

1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、これに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のよう改める。

令和元年十二月二日

特許庁長官 松永 明

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

改

正

後

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前